

韓国知的財産ニュース 2025年10月前期・後期

(No. 542)

発行年月日：2025年12月23日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、10月1日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 韓国知識財産処、発足日にWIPO事務総長とハイレベル会合開催
- 2-2 韓国知識財産処、韓国ユーザー向け、欧州における知的財産制度説明会を開催
- 2-3 「K特許」世界へ！韓国人の特許出願、2025年上半期に韓国国内外とともに増加
- 2-4 韓国知識財産処、地理的表示団体標章に関する懇談会を開催
- 2-5 韓国知識財産処、小学3~6年生が学ぶ「発明」教科書の開発を完了
- 2-6 韓国知識財産処、K(韓国)-FOOD輸出先導企業KT&G現場を訪問
- 2-7 韓国知識財産処・済州大学・済州地域企業、「2025済州産・管・学知的財産(IP)フェスティバル」開催
- 2-8 知的財産出願活動を行った小規模事業者の80%、創業から5年以上生存
- 2-9 韓国知識財産処、「知的財産と革新」第8号を発刊
- 2-10 韓国知識財産処、AI知的財産政策に関する民間有識者協議体を発足
- 2-11 韓国知識財産処-大田(テジョン)広域市、150億ウォン規模のIP(知的財産)地域特化ファンドを組成

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国知識財産処、模倣品鑑定技術カンファレンス開催

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国知識財産処、輸出向けの特許・商標審査、「1カ月」に短縮
- 4-2 CJ 大韓通運「ONE」、ユンデザイン「ユン 800」体、ハングル優秀商標に選定

その他一般

- 5-1 バイオ・医薬品分野の知的財産取引で技術主導の成長を牽引

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 韓国知識財産処、発足日に WIPO 事務総長とハイレベル会合開催

韓国知識財産処 (2025. 10. 02.)

- 知識財産処長のモク・ソンホ職務代理、WIPO ダレン・タン事務局長とハイレベル会合を開催 -
- 韓国人ハイレベル進出、途上国支援など韓国知識財産処と WIPO 間の協働強化策を議論 -

韓国知識財産処は 10 月 1 日（水）午後 6 時、ソウル新羅ホテル（ソウル中区）において、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization, WIPO）ダレン・タン事務局長と会談し、グローバルな知的財産における協働強化に向けた多様な方策について協議したと発表した。

* WIPO (World Intellectual Property Organization)：国連傘下の 15 の専門機関の一つで、知的財産分野を統括する国際機関

タン事務総長は「韓国の『特許庁』が『韓国知識財産処 (Ministry of Intellectual Property, MOIP)』に昇格したことは、グローバル知的財産のエコシステムにとって、非常に意義深いこと」とし、「アジア最高の革新専門*を有する韓国知的財産関係者らと直接対話するため計画された今回の訪韓が、韓国知識財産処の発足日に実現でき、個人的に光栄である」と述べた。

* WIPO が発表（9月16日）した、2025年グローバル・イノベーションインデックス（GII）において、韓国が世界139カ国のうち総合4位、アジア諸国のうち1位となった。

モク・ソンホ職務代理は、タン事務総長との二国間会合で、人工知能（AI）を活用した、知的財産行政サービスの先進化、開発途上国の知的財産能力の向上のための共同事業、韓国人のWIPOハイレベル進出拡大など、主要懸案について深く議論した。特に中小企業・青年・女性などへの支援拡大など、韓国が出資しているWIPO韓国信託基金（Korea Funds-in-Trust）の今後の運営方向を点検した。

モク・ソンホ職務代理は「韓国知識財産処の発足初日に、WIPOの事務総長にお会いでき意義深い」とし「知的財産は創造と革新の結実であり、国の競争力を左右する中核エンジンとして、今後WIPOと共に知的財産が韓国の成長だけでなく、人類共同の繁栄に貢献できるよう最善を尽くす」と述べた。

一方、訪韓当日の10月1日に現代自動車と韓国コルマーを訪問したタン事務総長は、10月2日にSMエンターテインメントを訪問し、大韓弁理士会、韓国知識財産協会（KINPA）、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、知的財産団体総連合会などの利害関係者との懇談会を進め、WIPOサービス利用顧客のニーズを収集し、発展方向を模索する。

また10月2日には、模倣品鑑定技術カンファレンスに出席し、革新成長のための知的財産保護の重要性と先制的かつ国際的な協力の必要性を主な内容とした基調講演を行う予定だ。

2-2 韓国知識財産処、韓国ユーザー向け、欧州における知的財産制度説明会を開催

韓国知識財産処（2025.10.10.）

- 欧州特許・商標・意匠制度と出願戦略、
单一効特許・統合特許裁判所の最新動向を紹介 -

韓国知識財産処は、10月14日（火）～15日（水）まで大韓弁理士会館（ソウル市瑞草区）において「欧州における知的財産制度の説明会」を開催すると発表した。今回の説明会では、韓国ユーザー向けにカスタマイズされたイベントとして、欧州特許庁（EPO）、統一特許裁判所（UPC）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の関係者および韓国国内外の著名な有識者が参加する。EUIPOが主管し、韓国知識財産処が後援する本イベントは、韓国と欧州間の知的協力プロジェクトである、知的財産協力事業（EU-RoK IP Action）の一環として推進された。

最近、欧州では 2023 年の単一効特許制度*と統一特許裁判所 (UPC) の本格施行に加え、2024 年には欧州の意匠法も 20 年ぶりに全面改正されるなど、制度の変化が活発に行われている。今回の説明会では、こうした変化を紹介し欧州出願の課題を解決するため、韓国国内の企業や有識者が欧州における知的財産制度の最新動向を専門家から直接聴取し、実践的な対応戦略を模索できる場となった。

* 単一効特許とは、一度の出願で欧州 18 カ国に同一効力の特許権を取得できる制度であり、2023 年 6 月 1 日の統一特許裁判所協定 (UPCA) 発効により施行されている。

説明会では、△欧州における制度の変化、△単一効特許と統一特許裁判所の最新の動向、△韓国企業の事例を中心とした出願戦略および紛争対応戦略などをテーマに、踏み込んだ内容の発表と質疑応答が行われる予定である。また、韓国出願人の特許出願事例の分析を通じて、欧州審査官の実体審査に効果的に対応し審査期間を短縮するなど、実質的な支援が受けられることが期待される。

韓国知識財産処のシン・サンゴン知識財産保護協力局長は、「欧州は韓国企業が海外で二番目に多くの特許を出願する地域であり、技術・ブランド保護のために戦略的に非常に重要な市場」とし、「今後も韓国企業と専門家が欧州における知的財産制度の変化に先制的に対応し、知的財産の競争力を強化できるよう積極的に支援していく」と述べた。

2-3 「K 特許」世界へ！ 韓国人の特許出願、2025 年上半期に韓国内外ともに増加 韓国知識財産処 (2025. 10. 13.)

- 韓国知識財産処・韓国知的財産研究院、2025 年上半期、知的財産の出願動向を発表-
 - AI・二次電池など、先端産業関連で特許出願件数の割合を拡大 -

最近の厳しい経済状況の中でも、前年同期比で韓国国籍出願人の韓国および主要国（米国、欧州、中国、日本）に対する特許出願が全て増加したことが明らかになった。

【2025 年上半期の韓国国内特許出願総数は 109,322 件、前年同期比 1.6% 上昇】

韓国知識財産処によると、2025 年上半期の韓国国内特許出願の総件数は 109,322 件で、前年同期（107,620 件）比 1.6% 増加した。このうち、韓国国籍の特許出願件数は 83,815 件で前年同期（82,472 件）比 1.6% 増加した。米国と欧州国籍の出願人による韓国国内特許出願は減少した半面、中国と日本国籍の出願人による韓国国内特許出願は増加した。【添付 1】

特に、中国国籍出願人の韓国国内特許出願は、3,021件で前年同期（2,622件）比15.3%増加した。これは中国の内需市場の成長鈍化と米中貿易摩擦などが重なり、中国企業が韓国市場を戦略的拠点として活用していることを示している。【添付1】

【2025年上半期 韓国出願人のIP5特許出願 127,247件、前年比2.8%増加】

韓国国籍の出願人が先進5カ国の知的財産庁*に出願した特許は、前年同期（123,792件）比2.8%（127,247件）増加した。このうち米国に出願した特許件数は21,465件で、主要国（米国、中国、欧州、日本）への海外出願の中で最も高い割合（49.5%）を占め、日本に出願した特許出願は4,607件で18.2%増加し、最も高い増加率を記録した**。【添付2】

* IP5（知的財産）：米国、中国、韓国、日本、欧州

** 2025年上半期 韓国出願人の海外特許出願状況（件数、前年同期比増加率）：

米国（21,465件、2.9%）、欧州（6,716件、5.9%）、中国（10,644件、4.2%）、日本（4,607件、18.2%）

これは韓国人が、海外市场進出のため、本格的にグローバル知的財産権の確保に乗り出していることを示している。

【2025年上半期 AI・量子コンピューティング技術を含むICT関連産業の特許出願14,089件】

産業別*では、2025年上半期に、韓国国内の特許出願の上位10分野のうち、AI・量子コンピューティング技術を含むICT（情報通信技術）関連産業の特許出願は14,089件で、前年同期比13.5%増加した。【添付3】 二次電池分野の特許出願は5,672件で前年同期比5.4%増加し、特にLG・サムスン・SKなど韓国国内二次電池の代表的な企業3社を含む、大手企業を中心に出願件数が増加した。【添付4】

*数値は暫定値であり、確定値は2026年7月知的財産統計年報を通じて公表

** ICT関連産業（コンピュータプログラミング、システム統合、管理業、コンピュータ製造業）：（2024年上半期）12,413件 → （2025年上半期）14,089件

二次電池関連産業（一次電池および蓄電池製造業）：（2024年上半期）4,844件 → （2025年上半期）5,672件

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「韓国人の特許出願増加は、先端・主力産業における主要国間の競争が激化する中でも、韓国企業が萎縮せず技術開発に邁進している結果」とし、「韓国知識財産処は、不安定な対内環境の中でも、

韓国企業が AI・二次電池などの未来産業の特許を基盤に危機を克服し、革新的な飛躍を遂げられるよう支援を惜しまない」と述べた。

2-4 韓国知識財産処、地理的表示団体標章に関する懇談会を開催

韓国知識財産処 (2025.10.13.)

- 商標権を保有する 16 法人が参加、現場の意見を反映した制度改善について議論 -

韓国知識財産処は 10 月 13 日（月）14 時 30 分、韓国知識財産センター（ソウル江南区）にて、地理的表示団体標章制度の活性化に向けた政策懇談会を開催する。

地理的表示団体標章とは、特定地域で生産された特産品が他地域と差別化される品質、または名声を認められた場合、その地理的表示を生産・製造・加工する者で構成される法人が独占的に使用できるように保証する制度である。代表的な例として「宝城（ポソン）緑茶」、「利川（イチョン）韓牛」などがこれに該当する。

地理的表示団体商標を登録する際には、他者が同一、類似の商標を登録できないため、特産品の名称の無断先占や不正使用を防止でき、消費者が商品の品質と産地を信頼して購入できるという利点がある。

最近、世界的に「K-FOOD」ブームが拡大し、韓国の農水産物と加工食品への関心が高まる中、海外市場では特産品の名称の無断先占と模倣リスクも同時に増加している。地理的表示制度を活用した韓国製品の保護がいつにも増して重要な時だ。

今回の懇談会は、地理的表示制度の現状を点検し、権利者の意見を聴取して制度の改善方向を模索するために企画されたもので、社団法人地理的表示特産品連合会および江原（カンウォン）特別自治道・済州（チェジュ）島など全国各地域の 16 法人が参加予定だ。

韓国知識財産処のイ・チュンム商標デザイン審査局長は「最近、海外で韓国の特産品の名称が無断で先占され、被害を受ける紛争事例が発生しているだけに、地理的表示制度を通じて地域特産品を強力に保護する必要がある」とし、「今回の懇談会に、地域特産品のブランド価値を高め、さらに地域経済活性化に貢献できるよう最善を尽くす」と述べた。

2-5 韓国知識財産処、小学 3~6 年生が学ぶ「発明」教科書の開発を完了

韓国知識財産処 (2025.10.20.)

- 韓国知識財産処、小学3~6年生の正規課程で学ぶ「発明」教科書の開発を完了 -
 - 京畿道（キョンキド）教育庁課程認定、審議通過、
 - 小学校の授業時間に発明教科開設が可能 -

韓国知識財産処は19日、小学校3~6年生の児童であれば、誰でも学校で発明教育を受けられるよう、自主時間*用の「発明」教科書を開発したと明らかにした。

* 地域や学校の状況や児童のニーズに応じて、教科および創造的な体験活動の授業時間を一部確保し、国家教育課程に提示されている教科以外の新たな科目や活動を開設・運営する時間

発明教育は、児童の創造力、チャレンジ精神や問題解決力など創造的人材育成に重要な教育であり、今回の教科書開発は、学校の正規課程における発明教科の採択を通じた発明教育の活性化を目標に推進された。

「発明」教科書は発明教育の有識者、小学校の教員など11名の執筆委員と28名の検討委員が開発に参加し、4つの小学校を対象に試行を適用した上で完成した。最近、京畿道（キョンキド）教育庁の認定教科審議を通過し、教育行政情報システム（NEIS）に発明教科書が搭載されたことで、韓国のすべての小学校で発明教科の開設が可能となった。

当該教科書は▲発明の理解▲発明と創造▲発明の実践▲発明と未来など多様な内容で構成され、児童の発達段階を考慮し、3年生：商標、4年生：意匠、5年生：特許、6年生：知的財産と学年別に内容を体系化した。

韓国知識財産処のキム・ジョンギュン知識財産政策局長は「『発明』教科書の開発を通じて、発明教育を容易かつ体系的に学べる教育基盤が整った点で、大きな意義がある」とし、「多くの小学校で世界を変える創造的な発明人材が教育を通じて成長できるよう、自主時間に発明科目を積極的に開設してほしい」と述べた。

2-6 韓国知識財産処、K(韓国) FOOD輸出先導企業KT&G現場を訪問

韓国知識財産処 (2025.10.21.)

- 輸出活性化のための韓国企業の海外知的財産権保護強化に関する議論 -

韓国知識財産処は10月21日（火）午前10時、KT&G（ソウル江南区）を訪問し、現場の声を聴取するとともに、海外における韓国輸出企業の知的財産権保護強化策について議論する。

KT&G は、正官庄（ジョンガンジャン）に代表される健康補助食品とタバコを製造するグローバル消費財企業だ。2024 年のグループ全体の海外売上高は、2 兆ウォンに達し、148 カ国に紅参やタバコなどを輸出する名実ともに輸出をリードする企業だ。

特に KT&G は、独自の技術開発を通じて韓国国内外で多数の知的財産権を確保した代表的な知的財産経営企業だ。最近では、海外で増加する模倣品に積極的に対応するための専門組織を新設し、ブランド管理を一層強化している。

韓国特許庁は、10 月 1 日、韓国知識財産処へと昇格された。韓国企業の韓国国内外における知的財産保護の強化のため、知的財産紛争対応局を新設した。これにより従来の海外における知的財産保護の支援をさらに強化し、戦略的な紛争対応策の立案に向け、企業や知的財産専門家などから多様な意見を収集している。

今回の現地訪問は、海外における知的財産権の確保・保護などに関連する KT&G の多様な対応事例をもとに、政府レベルの支援策を共に模索するために企画された。

韓国知識財産処長モク・ソンホ職務代理は「海外現地で偽造・模倣品などに対応するためには、輸出企業が進出する国ごとに、現地に適した知的財産保護戦略の策定が重要だ」とし、「今後も現場の声を積極的に反映し、海外における知的財産保護政策を強化し、輸出企業のグローバル競争力を支援していく」と述べた。

2-7 韓国知識財産処・済州大学・済州地域企業、「2025 済州 産・管・学 知的財産 (IP) フェスティバル」開催

韓国知識財産処 (2025. 10. 27.)

- 企業・自治体・大学が共に創る知的財産エコシステムの構築について議論 -

韓国知識財産処は、済州大学校および済州島内の企業とともに、10 月 27 日（月）13 時 40 分、メゾングラッドチェジュコンベンションホール（済州道済州市）にて「2025 済州産学知財 (IP) フェスティバル」を開催する。

今回のイベントは、済州島内の知的財産教育の成果を共有し、学生の就職・起業支援と IP 認識向上を図るために設けられた場であり、韓国知識財産処長職務代理、済州観光大学総長、済州大学校副総長、済州特別自治道関係者、済州地域企業 CEO、大学教授および学生など、約 250 名が参加する。

フェスティバルは▲済州大 IP コンテスト表彰式▲就職ゾーンおよび展示・広報行事▲知財処-済州大学-済州企業間 IP 教育協力懇談会などで構成された。

表彰式では「2025 済州商標・意匠・特許ユニバーシアード」受賞者 26 名に、知識財産処長賞、済州特別自治道知事賞、済州大学総長賞などが授与され、卒業生の就職成功事例も併せて紹介される予定だ。

就職エリアおよび展示・広報イベントでは、済州地域の 38 社が参加し、IP 分野の就職相談や文書管理コンサルティング、模擬面接などのプログラムを運営する。また、地域優良企業の製品と IP コンテスト受賞作品を展示し、产学交流を拡大する。

IP 教育協力懇談会では、韓国知識財産処・済州大学・地域企業の関係者が、済州島内の知的財産教育活性化策と IP 分野における产学連携拡大策を議論する。

知識財産処長モク・ソンホ職務代理は「世界的に技術の覇権競争が激化する中、知的財産は国と地域の産業革新を牽引する中核となっている」とし、「韓国知識財産処は企業・自治体・大学と協力し、地域に特化した知的財産政策を推進するとともに、産業の現場で必要とされる実務型人材を継続的に育成していく」と述べた。

2-8 知的財産出願活動を行った小規模事業者の 80%、創業から 5 年以上生存

韓国知識財産処 (2025. 10. 28.)

- 韓国知識財産処、韓国国内初となる小規模事業者など
877 万社の知的財産出願活動統計を集計 -
- 創業後 5 年以上の生存率、知的財産出願を行った小規模事業者が未出願した
小規模事業者より 22%↑ -

知的財産(特許、商標)出願活動を行った小規模事業者 10 社のうち 8 社が創業 5 年以上、事業を継続していることが明らかになった。出願していない小規模事業者は、10 社中 5.8 社しか生存しておらず、知的財産出願活動が小規模事業者の生存率に影響を与えると分析された。

韓国知識財産処は、韓国国内初となる小規模事業者の知的財産出願活動を分析した「個人発明家の小規模事業者の起業、そして IP 活動による生存率」報告書を発刊したという。

〈知的財産出願活動を行った小規模事業者 10 社中 8 社が創業 5 年以上生存〉

韓国知識財産処は、知的財産（特許、商標）出願活動を行った小規模事業者など、877万社の知的財産出願経験と小規模事業者の生存率を分析した結果（2022年基準）を発表した。

知的財産出願活動（特許、商標）を行った小規模事業者の創業5年後の生存率*（2018～2022）は80%で、未出願の小規模事業者（58%）より22%高い数値となった。また、知的財産出願活動を行った小規模事業者の創業3年後の生存率*（2020～2022）も86.4%で、未出願の小規模事業者（69.3%）に比べ、17.1%高い数値だ。知的財産出願経験のある小規模事業者は、出願経験のない小規模事業者に比べ、創業5年後の生存率において、より大きな差を示した。これは知的財産出願活動が、小規模事業者事業体の長期生存率に大きな影響を与えることを意味すると分析された。[添付]

* 小規模事業者の中で基準年度（2022年）まで廃業しなかった割合

知的財産出願活動を行った小規模事業者の中で、製造業分野は、非製造業分野よりも創業5年後の生存率が高いことが分かった。特許出願活動を行った小規模事業者の生存率は、製造業が87.4%で、非製造業の80.9%を上回った。商標出願活動を行った小規模事業者の生存率も製造業が82.9%で、非製造業の74.8%より高いという。[添付]

〈韓国知識財産処、韓国国内初となる小規模事業者出願活動に関する統計データ構築〉
韓国知識財産処が分析した、小規模事業者の出願活動統計は、韓国知識財産処の出願人データを国家データ処の企業統計登録簿*などと連携し、従来の個人、または中小企業に含まれていた小規模事業者**を別途抽出し、新たに構築した融合型データベースに基づくものだ。

* 企業別詳細情報（従業員数、売上高、産業分類等）および、その他情報（空間情報、商圈情報等）を収録

**「小規模事業者の保護および支援に関する法律」に基づき、小企業のうち常時雇用労働者数（鉱業・製造業・建設業・運輸業は10名未満、その他業種は5名未満）と売上高基準を満たす事業体

このように、小規模事業者の出願活動に関する具体的な統計が整備されたのは、韓国国内では今回が初めてであり、今後は他の指標との連携分析など、様々な方法で活用される予定だ。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「韓国企業のほとんどを占める小規模事業者は、国民生活力の向上の中核」としつつ「小規模事業者を対象に知的財産出願を奨励するとともに、知的財産の長期的効果と必要性に関する認識の拡散のために、持

続的に努力していく」と述べた。

2-9 韓国知識財産処、「知的財産と革新」第8号を発行

韓国知識財産処 (2025.10.29.)

- 発明の日 60周年記念特集、知的財産権の最新課題などを収録 -

韓国知識財産処は10月29日(水)、知的財産分野の機関誌である「知的財産と革新」第8号を発刊したと発表した。

「知的財産と革新」は、知的財産権に関する最新情報を共有し、産・官・学界の専門家や利害関係者と積極的に交流しながら、当面の政策課題を共に議論するため、年1回発刊している。

「知的財産と革新」第8号には、光復80周年であり、発明の日60周年である、今年の意義を改めて考えるため、韓国の先祖の創造的な発明精神を再照明し、歴史中の発明家たちの独創性と民族の自尊を再認識する「知的財産特集」を収録した。

また、急変する技術環境の中で、知的財産制度の哲学と法的基盤を探求し、今後の知的財産の発展方向を模索するため、▲人工知能の発明者適格性 ▲組成物発明の明細書記載要件 ▲自動運転トロリー・ジレンマ*の倫理的・特許法的な考察 ▲人工知能(AI)時代における創造的な人材育成のための発明教育発展 ▲韓国の特許無効争訟制度改善方案などに関する深みのある研究成果も掲載している。

*トロリー・ジレンマ：トロリー(列車)のブレーキが故障した場合、直進すると5人を、線路を変えれば1人を犠牲にする状況で、運転手の判断基準を問う思考実験

知識財産処長モク・ソンホ職務代理は「今回の第8号は、過去の創造精神と現在の技術革新、未来の制度発展をつなぐバランスの取れた視点を盛り込むよう努めた。今後も、韓国知識財産処は、韓国経済の真の成長のためのパートナーとして最善を尽くす」と述べた。

2-10 韓国知識財産処、AI知的財産政策に関する民間有識者協議体を発足

韓国知識財産処 (2025.10.31.)

- 人工知能(AI)技術により知的財産権制度に生じる主要争点を議論 -
- AIのサポートを受けた発明・創作物が登録を受けられるか否かなど -

韓国知識財産処は10月31日（金）14時、韓国知識財産センター（ソウル江南区）において、人工知能（AI）技術の発展による知的財産政策の業務環境の変化に対応するため、AI知的財産政策に関する民間有識者協議体を発足すると発表した。

協議体には、知的財産権教授、判事、弁理士などのIP法律に関する有識者と、AI関連企業のIP担当者など、20名余りの民間有識者が参加する予定だ。

韓国知識財産処は、今回の協議体で▲AI技術によって特許・意匠などの知財権制度内で発生する主要な争点*と▲AI関連で、出願ガイド策定のための研究方向について議論し、▲その他AI技術により、韓国知識財産処が対応すべき案件について、民間の有識者の意見を聴取する見通しだ。

*生成AIのサポートを受け、完成した発明・創作物が登録を受けられるか否か、AIのブラックボックス特性、AIが生成した不正確なデータによる問題点など

韓国知識財産処長モク・ソンホ職務代理は「AI技術が、発明や創作物の政策にまで活用されるにつれ、知的財産に関する業務環境の全体にも変化が生じている」とし、「こうした知的財産の業務環境の変化に歩調を合わせ、知的財産の業務を総括・調整する韓国知識財産処が積極的に政策的・制度的対応を続けていく」と述べた。

2-1-1 韓国知識財産処 - 大田（テジョン）広域市、150億ウォン規模のIP（知的財産）地域特化ファンドを組成

韓国知識財産処 (2025.10.31.)

- ファンドに参加を希望する運用会社は、
韓国ベンチャー投資のウェブサイトで申請（11月10日～21日）-
- 優れた特許を保有する大田革新企業の育成に呼び水効果が期待される -

優れた特許を保有する地域の有望企業が成長に必要な資金をより円滑に調達できるようになる。

韓国知識財産処は、大田投資金融*とともに150億ウォン規模の「知的財産（IP）地域特化ファンド」を新規に組成し、11月10日（月）～11月21日（金）までファンドへの参加を希望する運用会社を募集すると発表した。

* 大田市が全額出資し、設立した全国初の自治体公的投資機関

今回の共同ファンドは、韓国知識財産処と大田市が締結*した「地域知的財産の好循環エ

コシステム構築のための業務協約」の後続措置として、地域基盤の革新企業の成長を促進し、技術事業化支援の全国的な模範事例を作るために組成される。

知的財産（IP）地域特化ファンドは、知的財産（IP）金融に対する韓国知識財産処の専門性と大田市の地域産業育成の意志が相乗効果を発揮できるよう、投資方向を設定する。1) 投資前の知的財産（IP）価値評価を受けた特許技術事業化企業と 2) 大田 6 大戦略産業（ABCDQR）*分野の大田所在企業を主目的な投資対象として設定し、集中支援する予定だ。

* ▲宇宙・航空（Aerospace）、▲バイオヘルス（Biohealth）、▲ナノ・半導体（Chip）、▲国防（Defense）、▲量子（Quantum）、▲ロボット（Robot）・ドローン

韓国知識財産処のキム・ジョンギュン知識財産政策局長は「今回の共同ファンド組成は、中央政府と自治体が力を合わせて、優れた特許を保有する地域の有望企業を発掘し、革新企業へ成長させる良いモデルとなるだろう」とし、「今後も韓国知識財産処は、地域の先端企業が知的財産（IP）を基盤に事業化資金を調達し、グローバルな強小企業へ飛躍できるよう支援を惜しまない」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国知識財産処、模倣品鑑定技術カンファレンス開催

韓国知識財産処（2025. 10. 02.）

- 模倣品鑑定技術の実演および模倣品対応技術協議体の発足式など -

Aさんは、オンライン上でスニーカーを購入したが、商品を受け取ったところ梱包状態が微妙に異なり不安を感じた。そこで商品を撮影し、専用アプリにアップロードすると、真贋判定メッセージが表示された。

韓国知識財産処は10月2日（木）午前9時40分、グランドインターチネンタルソウルパルナス（ソウル江南区）にて「模倣品鑑定技術カンファレンス（以下、カンファレンス）」を開催した。今回のイベントは、韓国国内外の模倣品流通防止のための政策と事例を共有し、「模倣品対応技術協議体」の発足および模倣品鑑定技術の活用現状などを紹介するためのイベント開催である。

カンファレンスでは、世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長、韓国産業通商資源中小ベンチャー企業委員会のクァク・サンオン議員、イ・ミヨング韓国関税庁長、

および大韓貿易投資振興公社（KOTRA）、韓国造幣公社（KOMSCO）など、関連機関の関係者が出席した。

今日、人工知能（AI）などを活用した偽装技術が日々高度化する中、外観では区別が難しい精巧な模倣品が大量に生産・流通する事例が増加している。本カンファレンスでは、模倣品対応技術の保有企業、商標権者、韓国国内外の関連機関などが参加し、模倣品防止のための技術的対応策と協働強化の必要性などを議論する。

今回のカンファレンスは、模倣品対応技術の展示・実演会、模倣品流通防止のための官民対応戦略共有セミナー、知的財産権の侵害を対応する事業の紹介・相談のための博覧会など、合計3つのセッションで構成されている。

展示・実演会では、模倣品鑑定技術、偽造防止技術、AIベースの模倣品モニタリングシステムなど韓国国内外で活用される多様な模倣品対応技術が紹介・実演される。参加者は、直接体験を通じて最新技術の動向と適用可能な事例を確認し、正規品認証と模倣品遮断の必要性をより容易に理解できると期待される。

セミナーに先立ち、韓国政府・公的機関・民間企業が共同で参加する「模倣品対応技術協議体」が正式に発足する。協議体には、韓国中小ベンチャー企業部、韓国海洋水産部、韓国農林畜産食品部などの政府部門と韓国貿易投資振興公社（KOTRA）、韓国造幣公社（KOMSCO）などの関連機関、そして24社の技術保有企業が参加する。協議体は▲技術保有企業の海外進出支援▲共同研究および技術移転を通じた専門性の高度化▲セキュリティ強化のための技術連携方案の研究などを推進する予定である。

またセミナーでは、韓国知識財産処が海外におけるK（韓国）－ブランド保護法案について発表し、（社）貿易関連知的財産権保護協会（TIPA）と（株）ポンゲジャント（韓国のフリマアプリ）は模倣品鑑定技術活用の現状について紹介する予定だ。

博覧会では、模倣品への対応技術を保有する企業と商標権者間の交流の場が設けられる見通しだ。輸出企業対象の知的財産権の侵害を対応する事業を紹介し、公益弁理士の1ON1面談も実施する。

韓国知識財産処長モク・ソンホ職務代理は「最近、模倣品製造技術が高度化するに伴い、肉眼では真偽を判断することがほぼ不可能な模倣品の流通が増加している」とし、「今回のカンファレンスを通じて、産業界全体に模倣品に対応するため技術を普及させ、官民の協働体制を強化し、模倣品防止のため、政府政策に実効性を加える」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国知識財産処、輸出向けの特許・商標審査、「1ヶ月」に短縮

韓国知識財産処 (2025. 10. 01.)

- 韓国知識財産処、海外進出を推進する企業に「超高速審査」を提供 -
- 「K-先端技術の海外市場先行確保と、輸出の近道づくりに最善を尽くす」 -

韓国知識財産処は、10月15日（水）から海外進出に関連する特許・実用新案、商標出願について、超高速審査を支援すると発表した。

超高速審査は、特許・実用新案の出願については1ヶ月以内、商標出願は30日以内に1次審査の結果を提供する制度であり、従来の優先審査と比べて審査期間が大幅に短縮された制度である。

〈優先審査と超高速審査の比較〉

権利	優先審査			超高速審査		
	1次審査	最終結果	合計	1次審査	最終結果	合計
特許・実用新案	2ヶ月の末日	4ヶ月の末日	6ヶ月+α	▶	1ヶ月	1ヶ月
商標	45日	30日の (異議申立期間)	75日	▶	30日	30日の (異議申立期間)

* 特許・実用新案の一般審査の場合、1次審査16.1ヶ月、終結23.1ヶ月を要する
(2024年基準)

** 商標の一般審査の場合、1次審査12.8ヶ月、終結17.2ヶ月 (2024年基準)

申請対象は、既存の優先審査対象のうち、輸出に関連する出願である。

特許・実用新案の場合①輸出促進優先審査または②先端技術*でありながら、条約優先権**に基づく、基礎出願が超高速審査対象であり、今年はそれぞれ500件を試行実施し、来年はそれぞれ年間2,000件、合計4,000件を支援する予定だ。

* 半導体、人工知能、2次電池など、韓国知識財産処長が対象を指定して公告する分野

** 1年内に、韓国知識財産処に出願した内容と同一の出願を海外特許担当の政府機関に提出する場合、韓国に提出した日付をその国に出願した日と認める制度

商標の場合、①輸出中または予定の商標出願、②条約優先権に基づく基礎出願、または③マドリッド議定書に基づく、国際出願の基礎出願である場合に申請が可能であり、件数の制限はない。

特に今回の超高速審査は、韓国企業が単発的な輸出に留まらず、改良技術を通じて輸出を継続できるよう、直近3年以内の輸出実績がある製品を基に、改良を経た特許および実用新案出願の場合、直接的な輸出の実績がなくても超高速審査を申請できるようにした。

また、知識財産処の輸出・海外紛争関連の支援事業である「グローバルIPスター企業育成事業」、「輸出挑戦企業知的リスクへの対応能力強化事業」、「特許紛争対応戦略支援事業」および「K-ブランドの紛争対応戦略支援事業」（商標の場合のみ該当）に、直近3年間選定された中小・中堅企業に関しても、特許と実用新案、商標の超高速審査申請資格を付与し、韓国企業の輸出戦略の策定から知的財産権確保までを包括する全方位支援体制を構築する見通しだ。

超高速審査を活用して、韓国で特許を早期に取得すれば、当該特許を始め、米国、中国、日本などの国で特許審査ハイウェイ*(PPH)プログラムを利用して迅速に現地の特許を取得できるため、海外に進出する韓国企業は、海外現地で中核技術を効果的に保護できるようになる。

* PPH(Patent Prosecution Highway) :

各国間の合意に基づき、第1国で特許可能と判断された特許出願について、第2国で優先審査を行う制度。現在、韓国は39カ国とPPHプログラムを実施中

これとともに、韓国国内で商標を迅速に登録すると▲マドリッド国際登録出願*をより効果的に進めることができ、▲米国出願時には、使用宣誓書(Statement of Use)**の提出が免除される可能性があり、▲一部の東南アジア諸国では、韓国での登録の有無が現地の審査過程で重要な判断基準になるなど、海外進出の手続きが一層容易になる。また、▲海外輸出契約、海外商標の先取り防止および紛争対応などの面で、韓国企業の海外進出戦略の策定に有利になる。

* 韓国国内出願（登録）をはじめ、複数国へ一括出願可能（多国間1出願システム）

** 出願商標が米国国内で、商品やサービスに実際に使用されていることを証明する手続き

この他、企業内部で起業支援のために設立された社内ベンチャーの出願と、食品医薬品安全処の革新医療機器指定を受けた企業の当該医療機器関連の出願も、特許と実用新案の優先審査対象に指定することにした。

4-2 CJ大韓通運「ONE」、ユンデザイン「ウン800」体、ハングル優秀商標に選定

韓国知識財産処 (2025. 10. 26.)

- 韓国知識財産処、韓国語優秀商標・美しいハングル書体、
意匠の表彰式および展示会開催 -

今年の美しい商標に、CJ大韓通運の「オーシャン・ネットワーク・エクスプレス(ONE)」
美しいハングル意匠にユンデザインの「ウン800」体が選ばれた。

韓国知識財産処は10月16日(木)14時、デザインハウス(ソウル市中区)で1)「第1回ハングル優秀商標コンテスト」と、2)「第1回美しいハングル書体意匠コンテスト」を開き、高い評価を受けた商標・意匠を表彰すると発表した。

今回のイベントは、韓国知識財産処が主催し、韓国文化体育観光部と国立国語院が後援するイベントであり、韓国語で作られた商標とハングルの造形美を生かした書体意匠を広く知らせるために企画された。

特に、韓国知識財産処へ昇格後、表彰式のみ開催していた過去とは異なり、ハングル書体意匠部門を新設して表彰し、展示および体験と専門家の講演までを含む総合イベントとして企画された。

1) (ハングル優秀商標コンテスト) ▲美しい商標(韓国文化体育観光部長官賞)に選定されたCJ大韓通運「ONE」は「ときめきと楽しさが訪れる」という意味の「純韓国語(スンウリマル)」商標で表現した。▲美しい商標(韓国知識財産処長官賞)には「꽃하나에봄:コタナエボム(花一輪に春)」「情を感じる商標(国立国語院長賞)には「깨끗한나라:ケックタンナラ(清潔な国)」「나무와가지:ナムワガジ(木と枝)」「도드람한돈:トドウラムハンドン(トドウラム韓豚)」「오래살개:オレサルゲ(長生き犬)」「너브내:ノブネ(広い川)」が選ばれた。

2) (美しいハングル書体意匠コンテスト) ▲②美しいハングル意匠(知識財産処長賞)に選定されたユンデザイン「ウン800」体は、従来の游明朝体とゴシック体の特徴をひとつの書体で表現した。▲ウットゥム(優秀)ハングルデザイン(知識財産処長賞)には、ムリム産業「무림한글에서 01체:ムリムハングル書体01」が選ばれた。

授賞式直後に開催されるセミナーでは、株式会社大弘企画のキム・ウネディレクターが「한글, 브랜드가 되다:ハングル、ブランドになる。広告が発見したハングルの力」をテーマに講演し、受賞者たちも自身の商標・意匠の開発事例およびノウハウを共有する。

また、10月15日(水)～17日(金)まで同会場で、今回の受賞作と歴代受賞作を紹介する展示会と各種体験プログラムが運営される。特に全国自治体専用書体展示およびハングル意匠を活用した拓本体験も行われる。

知識財産処長モク・ソンホ職務代理は「今回のイベントは、私たちが使う言葉と文字に商標と意匠を加え、経済的価値を高めた事例を確認でき、非常に意義深かった」とし、「映画、音楽など多様な媒体を通じてハングル文字で表現された韓国的な美しさとアイデンティティが世界的に認められている状況であり、知的財産主管部署としてハングルが持つ無形資産の価値をさらに高め、率先して保護できるよう責任を果たす」と述べた。

その他一般

5-1 バイオ・医薬品分野の知的財産取引で技術主導の成長を牽引

韓国知識財産処 (2025.10.30.)

- 韓国知識財産処、「知的財産取引ネットワーク（IP-LINK）」イベント開催 -
- 特許技術の需要者、供給者、仲介者、投資家間の交流・協力支援 -

韓国知識財産処は10月31日（金）14時、ホテルナルソウルMギャラリー（ソウル麻浦区）において、知的財産（IP）取引に参加する主要関係者（特許技術の需要・供給・仲介・投資家）が一堂に会し、特許技術と情報を交流する「知的財産取引ネットワーク（IP-LINK）バイオ・医薬品分野」イベントを開催すると発表した。

「知的財産取引ネットワーク（IP-LINK）」は、技術取引活性化のための積極行政の一環として、必要な技術を探す企業と需要企業を探す大学・公的研究機関が繋がるよう、特許技術の需要者、供給者、仲介者、投資者間の交流と協力を支援するイベントだ。

今回のイベントは、次世代未来成長の動力であるバイオ・医薬品分野を対象に行われ、技術需要企業、供給機関（大学・公的研究機関）、仲介機関（知的財産取引所、民間取引機関）、投資機関（韓国素材部品設備投資機関協議会、ベンチャーキャピタル）など250余名が一堂に会する予定である。

また、参加者の間で技術取引、投資などの情報を交換できる相談ブース*と、バイオ分野の技術移転動向、オープンイノベーション優良事例などの発表が行われるセミナー会場が併設される予定である。

- * 技術取引、ベンチャー・技術評価、技術特例上場、投資誘致、IP 保証・担保、韓国保健産業振興院事業、地域韓国知識財産センター支援事業、韓国特許開発戦略院事業などの紹介および相談運営

韓国知識財産処のキム・ジョンギュン知識財産政策局長は「知的財産取引ネットワーク（IP-LINK）は、技術取引を促進するため構築した先端技術取引市場」とし、「今後も韓国の大学・公的機関の優れた知的財産が企業の中核成長の動力につながる機会がより多く創出されるよう、取引ネットワークのイベントを拡大していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム